平成２６年（フ）第４５号
長野県飯田市松尾城4110番地６
債務者　国吉　真二
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５２号
長野県飯田市松尾城4110番地６
債務者　国吉　邦枝
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５９２号
名古屋市緑区大清水３丁目703番地　Ｊハピネス201号
債務者　髙田　友哉（旧姓中江）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７４号
名古屋市中川区高畑２丁目157番地　フラワーマンション502号
債務者　安井　直人
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９２号
名古屋市中区栄５丁目３番38号　プレサンス栄メディパーク602号
債務者　安藤　志津
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1972番地３　田園テラス23号
債務者　野中まゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第７８号
滋賀県彦根市中藪町727番地15　メゾン・ド・ルミエール107号
債務者　福田　永子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第８０号
滋賀県彦根市南川瀬町1627番地13
債務者　三輪　篤史
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第８９号
滋賀県近江八幡市白鳥町65番地５
債務者　森　　忠史
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９０号
滋賀県近江八幡市白鳥町38番地１　102号
債務者　太田　　實
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４１０号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目14番地の11
債務者　眞榮田義已
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８１号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目20番12号エメラルド尾浜Ⅰ　101号
債務者　三好　綾香
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８４号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目36番38―406号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目15番35―405号
債務者　積　　聡郎
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市南清水36番１―503号
債務者　ジョージ　デ　メネゼス　フェッヘイラこと　ＪＯＲＧＥ　ＤＥ　ＭＥＮＥＺＥＳ　ＦＥＲＲＥＩＲＡ
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３号
兵庫県養父市吉井662、住民票上の住所兵庫県豊岡市百合地814番地の６
債務者　山田　正春
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県養父市吉井662、住民票上の住所兵庫県豊岡市百合地814番地の６
債務者　山田加寿恵（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
鳥取県鳥取市南安長１丁目16番３号　中島ハイツ102号
債務者　後藤久美子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鳥取地方裁判所民事部